

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会規約(案)

(名称)

第1条 本会は丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 この協議会は、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」を踏まえ、当該地域の地域振興に必要な事業の実施を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 整備可能な手法の協議、調整
- (2) 地域振興にかかる事業の実施計画の作成
- (3) 進捗の報告、確認
- (4) その他

(組織)

第4条 協議会は、丹生ダム対策委員会、近畿地方整備局、滋賀県、長浜市、独立行政法人水資源機構の五者をもって組織し、その協議委員は別表に掲げる。

2 協議会は、必要と認める場合は、委員を追加することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、近畿地方整備局河川部長の職にある者を充てる、副委員長は滋賀県土木交通部長の職、長浜市副市長の職にあるものを充てる。

3 副委員長は、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理出席することができる。

3 協議会において必要と認められる場合には、関係人を会議に出席させることができる。

(情報公開)

第7条 協議会の公開方針は、別紙「情報公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、近畿地方整備局河川部及び滋賀県土木交通部に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は各委員の協議により定める。

附 則

この規約は平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	職 名
委員長	近畿地方整備局河川部長
副委員長	滋賀県土木交通部長
副委員長	長浜市副市長
委 員	丹生ダム対策委員会委員長
委 員	独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長

情報公開方針

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会の情報公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

- (1) 協議会開催の案内について
会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局のホームページに掲載する。

- (2) 会議資料について
会議資料は、原則公開とする。
ただし、非公開すべき資料については、協議会の中で決定する。

- (3) 傍聴について
会議は非公開を原則とし、一般の方の傍聴は認めない。
報道機関の撮影は審議に入るまでの頭取りとし、その後の傍聴は認めない。

附 則

この方針は平成〇〇年〇月〇日から適用する。